

## 名張市立つつじが丘小学校いじめ防止基本方針

### 1. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。仮にけんかやふざけ合いであっても、背景や事情を調査（聞き取り等による）し、児童の感じる被害性に着目して、判断する。

### 2. いじめ防止にむけた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

すべての児童生徒が安全で安心して学校生活を送る中で、小中9年間を通して、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することのないように家庭・地域・関係諸機関との連携のもと、中学校とも連携を密にし、いじめの未然防止及び早期発見にむけて取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処し、再発防止に努めるため、いじめ防止基本方針を定める。

### 3. いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て、連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。（入学説明会、PTA行事、つつじこ日より、学年通信等）

### 4. いじめ防止等の対策のための組織づくり

いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止等の取組や計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。

いじめ防止対策委員会を原則的に7.12、2月に開催する。（内1度は外部委員を招聘する）

〔委員会の構成〕 校長、教頭、生徒指導主事、各学年部生徒指導担当、養護教諭 8名を持って構成する。

※事案発生時には、上記の構成にPTA会長、民生児童委員2名、当該児童の担任が加わることとする。

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部専門家等とは必要に応じて連携・協議する。

※いじめ防止対策委員として個人情報の漏洩防止、守秘義務の徹底を図る。

### 5. 学校が実施する施策

①本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、達成目標を設定し、評価の際に目標の達成状況を評価する。

②本校のいじめ基本方針をホームページに掲載するとともに、年度の初めに児童に説明する。

③「学校いじめ防止プログラム」を策定し、いじめ防止の具体的な指導内容をプログラム化する。

④児童が主体的にいじめ問題について考え、議論する機会を設定する。

### 6. いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行うことがもっとも有効な対策である。そのためには、児童一人ひとりが大事にされ、お互いを認め合える風土を学校全体で醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

### (1) 学級集団づくり

- ① 学習規律の徹底
  - ・チャイムの合図を守る。
  - ・聞き方や話し方を身につける。
- ② 話し合い活動、学級活動の充実

### (2) わかる授業の創造

- ① 一人ひとりの参加度を高める授業の工夫
- ② 言語活動の充実

### (3) 人権学習、道徳教育の推進

- ① 一人ひとりのよさや違いを認め合える学習

## 7. いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。あわせて各種調査は面談を併用し、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行う。

### (1) 朝の会、帰りの会や授業中の観察

- ① 健康しらの時の返事や表情
- ② 授業中の姿勢や表情、保健室等での様子

### (2) 定期調査や教育相談の実施

- ① 定期的に実施するアンケート調査の考察と事後対応
- ② Q-U 調査の結果考察と事後対応

### (3) 保護者との連携

- ① 連絡帳や電話、家庭訪問を通じた児童観察

### (4) 校内情報共有

- ① 毎月の職員会議において児童理解の時間を設定し、些細な事象等においても情報の共有を行う

## 8. いじめを発見した時の対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導など、問題の解消までを組織的に行う。

### (1) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた際、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、学校としての取組を説明し、保護者への支援を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

## 9. 保護者・地域・関係機関等との連携

### (1) 情報収集

教職員、児童、保護者、地域住民等から、いじめ防止対策委員会に情報を集める。

### (2) 指導・支援体制

いじめ防止対策委員会を招集し、関係教職員とともに機能させる。

### (3) 児童への指導・支援を行う

○被害児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。

○加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの言動の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。

○いじめを見ていた児童に対しても、自らの問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

### (4) 保護者との連携

○つながりのある教職員を中心に、即日関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携について話し合う。

### (5) 関係機関等との連携

○必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。

## 10. 重大な事態への対処

重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときをいう。（いじめ防止対策推進法第28条）

(1) いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時→不登校の定義をふまえて、年間30日をめやすとし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査する。

(2) 児童や保護者からいじめられていて重大な事態に至ったという申し立てがあった時

→重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている場合は以下にあげる対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を名張市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実働する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 11. いじめ解消の判断

「いじめ解消」の判断は、少なくとも次の2つの要件が満たされているか否かで判断する。要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### (1) いじめ行為の解消

被害者に対する行為がなされていない状態が、3か月以上継続していること。

### (2) 被害者が、心身の苦痛を感じていないこと

面談等により、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。